松江地方裁判所委員会(第18回)議事概要

- 1 日時
 - 平成22年7月5日(月)午後1時30分~午後4時00分
- 2 場所

松江地方裁判所大会議室

- 3 出席者
 - (委員) 安藤隼人,江渕武彦,大内順子,景山晴美,岸田和俊, 葛谷 茂,谷口博則,谷口幸博,花田幸治,山本篤治 (敬称略,五十音順)

(事務担当者) 小林事務局長,長谷民事首席書記官,竹下刑事首席書記官, 金山松江簡裁庶務課長,田河総務課長,細木総務課庶務係長

4 議事

- (1) 新任委員自己紹介(花田委員)
- (2) 「簡易裁判所の民事制度について」説明(添付資料1)
- (3) 意見交換 別紙1のとおり
- (4) 庁舎新営に関する情報提供 別紙2のとおり
- (5) 次回の意見交換のテーマ 労働審判制度について
- (6) 次回開催日時平成23年2月7日(月)午後1時30分~午後4時00分

(別紙1)

- A 委員の皆様は、これまで簡易裁判所について、どの程度、御存知でしたか。
- B 簡易裁判所という機関があるということや、様々な手続があるということは知っていましたが、それぞれの手続の違いについては、よく分かりませんでした。 本日の説明を聞いてよく分かりました。
- C 簡易裁判所では、家賃滞納を理由に建物の明渡請求訴訟ができるのですか。また、それに対する執行はどのようになるのですか。

(松江簡易裁判所庶務課長)

建物明渡請求訴訟は、地方裁判所でも簡易裁判所でも審理することができます。 地方裁判所で審理するか簡易裁判所で審理するかは、明渡しを求める建物の価格 によって決まり、価格が140万円以下の場合には簡易裁判所でも審理すること ができます。

判決で原告が勝訴した場合に、被告が任意に明け渡してくれなければ、強制執行という別個の手続が必要となります。この強制執行の手続は、地方裁判所の執行官に申し立てることになります。

なお, 簡易裁判所の窓口で裁判や調停の手続を説明する際には, 強制執行手続 のことも説明します。

(民事首席書記官)

強制執行にもいろいろな形態がありますが,建物の明渡しや物の引渡しについては,地方裁判所の執行官に申し立てることになります。

強制執行でも執行の内容が全く別の場合,例えば賃料を払ってもらえないときは,給料を差し押さえるとか,預金を差し押さえるなどの強制執行手続が考えられるところですが,その場合には,地方裁判所に債権差押命令の申立てをしていただくことになります。

D 建物明渡しの執行の際,実際に執行官が荷物を運び出すわけではないと思うのですが、作業は誰がするのですか。

(民事首席書記官)

執行官が引越し業者等を執行補助者として使い、その費用は債務者の負担となります。

- A 訴訟手続や調停制度は権利義務を確定させる制度であり、判決や調停で誰が誰に対していくら支払うのかが決まったとしても、任意に履行してもらえなければ、別の強制執行手続が必要になります。
- C 財産がない場合には、裁判で勝っても、支払ってもらえないということですか。
- A 財産のない人からは、取り立てられないということになります。
- C 例えば、家賃を支払わずに滞納した上、訴訟のために更に何か月か経ってしま うと、支払わない期間が増えて困ると聞いたことがあり、裁判手続には相当時間 がかかるというイメージがあるのですが、もう少し早く手続を進めることはでき ないのでしょうか。

(民事首席書記官)

訴訟は一定の手続を経る必要があり、相手が争えば、ある程度、時間がかかる ことはやむを得ないと思います。

もちろん,争いがなければ、比較的時間も短く、また、調停などを利用することにより、短期間で解決することができることもあります。

- E 今年,私事で簡易裁判所の調停手続を利用させていただきましたが,2回の調 停期日で調停が成立し,短期間で解決することができました。
- F 松江市の相談窓口にも,本日配布いただいたパンフレットが備え置いてありますが,内容が分かりにくいのではないかと感じています。

具体的に言うと、それぞれのパンフレットには手続の流れは書いてありますが、 個別の事例が、どの手続に即しているのかということが分かりにくいと思います。 一般の市民の方の中には、どこに相談していいのか分からなくて市に相談に来ら れる方も多いため、もう少し具体例の記載があればいいのではないかと感じます。

A 弁解するわけではありませんが、あまり詳しく、厚いものになると読んでもら

えないのではないかというもどかしさがあります。まずは、パンフレットを読んでいただき、もう少し説明を聞きたいということがあれば、裁判所の窓口で詳しい説明をさせていただくことになります。

B パンフレットによると、民事訴訟で訴える場合、訴えるのは、原則として相手 方の住所地の裁判所となっていますが、これはどういう考え方からなのでしょう か。

(事務局長)

例えば貸金の場合,借りたお金を返さない方が悪いのに,なぜ,わざわざ返さない方の住居地にまで行って裁判をしなければならないのか,納得がいかないということだと思いますが,法律の建前としては,原告のむやみな訴えの提起による被告の損害を避けるため,また当事者の公平の見地から,訴える方が,受け身となる訴えられる方の住所地に出向いていくということになっているわけです。

- F 相手が行方不明のときは、裁判所で相手の住所は調べてもらえないのですか。
- A 訴訟でも調停でも、申立ての段階で相手の住所地を明らかにすべき義務は訴え 又は調停申立てをする方にあるということになっています。

さて、続いての論点ですが、簡易裁判所の場合、弁護士でなくても、認定司法 書士が訴訟を代理することができ、あるいは裁判所の許可があれば、一般の人で も訴訟を代理することができるわけですが、簡易裁判所の事件で、どの程度弁護 士が関与しているかということについて、G委員御意見はありますか。

G 正確なところまで把握していませんが、最近では、弁護士も消費者金融業者に 対する過払金返還請求の訴訟や調停手続で簡易裁判所の事件でも関与すること が多いのではないかと思います。

(松江簡易裁判所庶務課長)

現場の感覚では、過払金返還請求事件は、弁護士や認定司法書士が代理人として付いているのがほとんどで、本人自らが過払金返還請求をしているのは1割にも満たないと思います。

過払金返還請求を除いて認定司法書士が代理人として関与する事件としては、 登記を求めるような訴訟など専門性が求められる事件が多いように感じます。

過払金返還請求を除いて本人自らが申立てをするのは、友人、知人間のお金の貸し借りや、立て替えたお金の請求などがありますが、いずれも年間では数える程度です。

D 訴額140万円以下の訴訟でも地裁に申し立てられるのでしょうか。

(松江簡易裁判所庶務課長)

申立てをする人が訴額140万円以下の事件を地方裁判所に申し立てれば、地 方裁判所で受付を拒むことはしません。しかし、その後、中身を見て、簡易裁判 所へ移送されるということはあります。

逆に簡易裁判所に申し立てられた訴額140万円以下の事件でも,内容が複雑な事件ということになると地方裁判所に移送されることもあります。

- F 裁判所に相談に行った後,どう申立書を書いていいのか分からないという相談が松江市の相談窓口でなされたことがあり、一度、裁判所と情報交換をさせていただきました。その際、裁判所からは、ひな型を準備されているという情報提供を受けましたが、一般の方は、訴状や調停の申立書を書くことに慣れていないわけですので、裁判所の中立公平という立場と、一般の方との意識のずれがあることを感じ、どこまで歩み寄れるのか難しい問題だと感じました。
- A 裁判所が出来るのは、あくまで手続相談ということであり、法律相談はやって はいけないことになっています。弁護士会や法テラス等でこの点に関して分かる ことがあれば教えていただきたいのですが。
- G 裁判所の窓口に相談に行ったものの、そこでは事件の中身のことは相談ができず、窓口で「弁護士や法テラスに相談に行ってください。」と言われて相談に来られたということはあります。

実際に私も,簡易裁判所の窓口では,どこまで教えてもらえるのかということ が分からないところがあるのですが,例えば,簡単な書き方は教えてもらえるの でしょうか。

(松江簡易裁判所庶務課長)

※書式(添付資料2)を元に説明

この書式のほか、貸金請求や、売買代金の請求、未払い給与の請求などの訴状が用意されています。

そのほか,調停の申立書式も同様のものが用意されており,賃料,給料,貸金 などの書式があります。

なお,これらの定型訴状等については,最高裁のホームページにも掲載しており,そこからダウンロードして使用することもできます。

- A 調停制度は調停委員に入ってもらい市民的な感覚に基づいて紛争の調整を図っていただくというもので、裁判員裁判が始まる前からの国民の司法参加のひとつとして裁判所の制度の中で成功しているものだと思いますが、利用数については、思うほど伸びていないという実情があります。紛争があるとすれば、もう少し利用が伸びてもいいと思うのですが、このあたりについて御意見はありますか。
- C 裁判所に争い事を持って行きにくいということを感じる島根県の地域性があ るのではないでしょうか。
- A 裁判所に対する敷居の高さという感覚があるのでしょうか。
- C 裁判所といえば怖いところだというイメージがあると思うので、裁判所は、紛争を解決してくれるところなんだという部分をアピールする必要があると思います。

本会議のような機会を通じて様々な説明を聞かせてもらえれば,紛争が生じたときには,訴訟や調停などの手続を利用しようという気になると思いますが,裁判所の手続についての説明を聞いたことがない多くの普通の人は,そこまで考えが及ばないのではないでしょうか。

H 私も島根県出身ですが、金銭的なトラブル等があった場合に、家族や親戚が間に入ったり、地方の有力者に間に入ってもらって、裁判所外で紛争を解決するこ

とも多いのではないかと思います。

裁判所としても、手続は紹介できるが、それ以上踏み込めないというもどかしさはあると思いますが、悩みを抱えている人は、個別具体的な事案のときにどう救われるのかということが知りたいのだと思います。そうしたニーズに応えるために、例えば、市町村の悩み事相談などを通して、簡易裁判所のことを紹介してもうらう態勢を整えたり、弁護士による無料法律相談会を実施することなどが考えられるのではないでしょうか。

- A もっと広く,多くの方に簡易裁判所の手続を知ってもらうための方策に関連し、 最近は法教育ということも言われていると思いますが、I委員は何か御意見があ りますか。
- I 地歴・公民科の科目を通じて、裁判手続及び裁判所のことを伝えるということは、考えられるのではないでしょうか。

また法曹三者で、いろいろな学校に出かけていただいて、出前講座をやっていただくこともいいのではないかと思います。裁判手続を学校現場で広めていただくことにより、少しずつ若い世代には理解してもらえるようになるのではないでしょうか。

- E これから社会人としてトラブルに巻き込まれる可能性があることなどを考えると、高校生などに対しては、パンフレットを配るなどして広報や説明をするということも考えられるのではないでしょうか。
- A J委員は何かご意見がありますか。
- J 検察庁も広報の在り方については、裁判所と同じ悩みを抱えていると感じています。

多くの人は、予想していない事態や突発的な事態に直面して裁判所を利用する ことになると思います。そうしたときに、どうしたら簡易裁判所の民事制度や仕 組みに気付いてもらえるのか、そのためにどのような工夫ができるのかが大事な のではないかと感じました。

(事務局長)

最近は裁判員制度について、お話にあった「出前講座」といった形で、外に出 向いて説明を行うことがありましたが、簡易裁判所の民事制度に関する説明とい うことでは、特にこれまで外部に出て説明を行ったということはないと思います。 本日、多くの御意見をいただきましたので、今後、検討し、場合によっては、 学校側とも話していきたいと思います。

なお、裁判所では、5月の憲法週間行事や10月の法の日週間行事として、市民の方々に裁判の手続や仕組みをより理解していただくための様々な行事を開催していますが、実際には、なかなか来てもらえないという状況があります。もう少しPRの仕方を考えながら、裁判所に気安く来てもらえるような工夫をしていきたいと思います。

B 調停は大変良い制度だと思うのですが,当社の社員が調停に出たときの感想と して,2点ほど気になる点があると言っていました。

まず、部屋が狭いということです。そのときは、調停委員と相手の人が同席したようですが、顔が近いと感じたということで、「場合によっては、怖いな。」と感じたということでした。

もう一点は、調停委員が知り合いの方だったということです。狭い地域なので、 知り合いの方が調停委員だと、やりにくいということでした。

A 調停室の関係については、後ほど庁舎の新営の説明の際に併せて説明させてい ただきます。調停委員の指定について説明をお願いします。

(松江簡易裁判所庶務課長)

松江だと民事関係では、約30人の調停委員がいます。その中で誰を選任するかということについては、現在、担当している事件数なども考慮し、順番に依頼し、選任しているのですが、実際に依頼するときには、申立人や相手方の住所と名前を知らせて、利害関係があるかどうかを確認した上で依頼し、選任しているところです。

先ほど,当事者と調停委員が知り合いだったという事案があったということな ので,その網から漏れてしまったということになるのですが,なるべく,そうい ったことにならないように気を付けて選ぶようにしています。

A 本日は、貴重なご意見をありがとうございました。

(別紙2)

(事務局長)

松江の裁判所については平成22年度に広島高等裁判所松江支部,松江地方・ 家庭裁判所の新営予算が認められました。

新庁舎は地上4階,地下1階になる予定です。構造は,SRCという鉄骨鉄筋コンクリート造で,耐震性にも十分配慮した構造となっています。

新庁舎の建築位置については、新庁舎が高さ12メートルを超える建物となる と思いますので、松江市の都市計画との関係で、前面道路から50メートル以上 離れた位置、ちょうど、現在の法廷棟のあたりに建てることになると思います。

計画年度は、平成26年までの5か年が予定されており、平成22年度中に仮 庁舎の建築に取りかかり、その後、法廷棟の取り壊し、埋蔵文化財の調査を経て、 現在の予定では平成24年度から平成26年度で新庁舎の建設、完成となってい ます。

先ほど御意見をいただいた調停室が狭いということについて,調停というのは話し合いにより解決を図る制度なので,広すぎても,それはそれで相応しくないということで,距離感は非常に難しいところがあります。この御意見のほか,昨年10月に庁舎を見ていただいた際,建物全体が暗いのではないかという御意見,窓口が分かりにくいという御意見,耐震性などの安全性を考えてほしいという御意見をいただいておりますが,そのほかに御意見はございますか。

こ 調停室などの部屋は明るくて,話しやすい雰囲気にしていただきたいと思います。裁判所には威厳も必要になると思いますが,一方で,受付へのアクセスについては,優しく柔らかい雰囲気にして,入りやすいように配慮していただきたいと思います。

また、母衣町は、城山区域の景観上の保存地域から、そう遠くない地域にありますので、建物の色や、建物の形態も、古い街並みに似合ったものにしていただきたいと思います。屋根ひとつをとっても、その扱い方によっては、より街並み

が生きてくることがあると思いますので配慮をお願いします。

F 先ほどの説明で,道路から50メートル下がって建てられるようですし,5階建て以上の建物でもないようですので,松江市として公的に言うことはありませんが,できるだけ景観に配慮したものを建てていただければと思います。また,松江市では,まち歩き観光というものを進めようとしていますので,景観上,そうしたことにも配慮したものを建てていただきたいと思いますし,市民の方からもそういった御意見をいただいていますのでよろしくお願いします。

(事務局長)

今回,委員の皆様に事前に説明をさせていただいた際,お聞きしたことも御紹介します。玄関から受付までは,分かりやすく,そこから先の様々な手続に関わる部分については,プライバシーに配慮するような形にしてほしいという御意見,現庁舎は,待合室が少なく,また,待合室が殺風景なので,もう少し,親しみがあるようにしてほしいという御意見をいただいています。

私どもとしても、最大のコンセプトは国民の方に利用してもらいやすい建物、 なるべく優しく、分かりやすい建物というコンセプトで臨んでまいりたいと思い ます。

設計等は、最高裁判所で担当することになりますが、周囲の影響にも配慮し、 なるべく街並みに沿った建物にするという形で検討したいと思います。

地裁委員会(H22.7.5)

簡易裁判所の民事制度について

第1 簡易裁判所の目的

少額軽微な事件を簡易迅速に解決

- 第2 簡易裁判所で扱う主な民事事件
 - 1 民事訴訟手続事件
 - 1) 訴額140万円まで(平成16年4月1日90万円から引き上げ)
 - 2) 簡易裁判所の民事訴訟手続の特色

「簡易な手続により迅速に紛争を解決」(民事訴訟法270条)

ア 当事者の負担の軽減

「訴状には、請求の原因に代えて、紛争の要点を明らかにすれば足りる。」 (民訴法272条)

「口頭弁論は、書面で準備することを要しない。」(同276条)など

イ 司法委員制度

国民の健全な良識と感覚を裁判事務に反映

- ウ 許可代理人(弁護士以外の者も裁判所の許可を受けて代理人となる) 司法書士による代理
- 2 少額訴訟手続(平成10年1月施行)
 - 1) 訴額60万円以下の金銭請求(平成16年4月1日30万円から引き上げ)
 - 2) 少額訴訟手続の特色

ア 1回の期日で審理を完了

イ 判決の言渡しは、口頭弁論の終結後直ちにする

3 督促手続

- 1) 書面審理のみで簡易に債務名義(強制執行ができる文書)を作成する手続
- 2) 債務者から異議の申立てがあると、民事訴訟手続に移行

4 民事調停手続

- 1) 当事者の互譲により、条理にかない実情に即した解決を図る手続
- 2) 民事調停の申立(法律に詳しくない一般市民でも申立が容易) 調停の申立書には、「どのような紛争があり、どのような解決を希望する か」ということが書かれていれば足りる。

- 5 特定調停手続(平成12年2月17日施行)
 - 1) 多重債務者の救済手続

「特定債務者等の調整の促進のための特定調停に関する法律」(特定調停法)の施行までは、民事一般調停の「債務弁済協定調停」として、多重債務者の救済を図るべく各簡易裁判所で工夫されていた。

- 2) 特定調停手続の流れ
 - ア 債務者の月々の収入,支出を確定(毎月の返済可能額を確定)
 - イ 借入債務等の残額を確定(利息制限法に従って引き直し計算)
 - ウ 返済計画を立て、債権者との調整(交渉)

第3 受付相談

- 1 通常の相談(多重債務者以外)の場合
 - 1) 手続の概要を説明

相談者が抱えている民事紛争について取り得る裁判所の手続について, リーフレットなどを利用し,

ア 各種手続の概略,特徴,手続の流れ,費用,

イ 判決等が出た後、相手が判決等に従わなければ強制執行の手続が別途必要であること

などを説明

2) 相談者が選択した手続の申立方法を教示

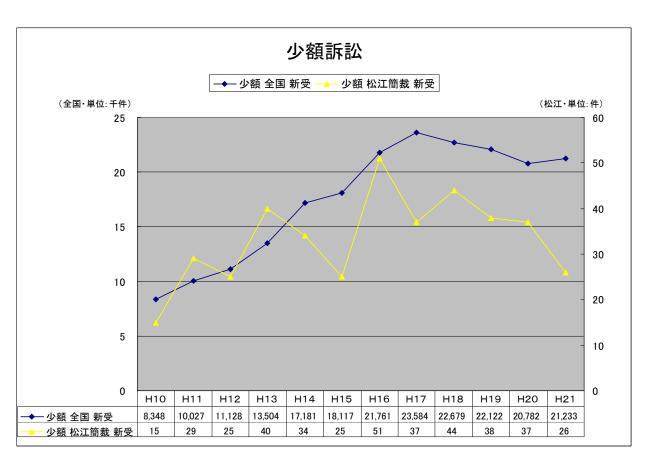
ア 定型の書式等の交付(定型の書式がない場合には参考となる書式等を交付)

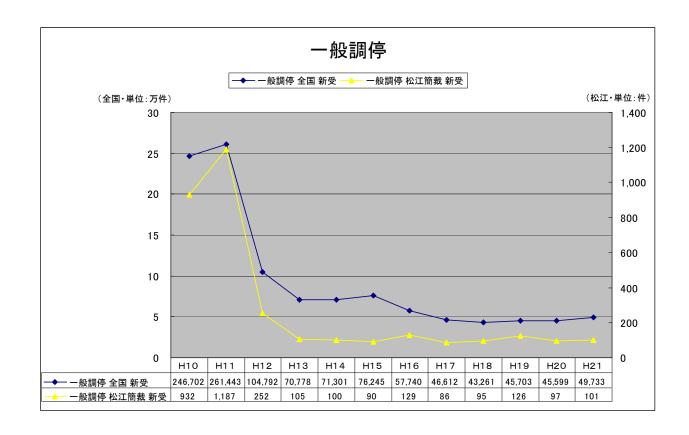
イ 交付した書式に基づいて、訴状等の記載の仕方などを説明

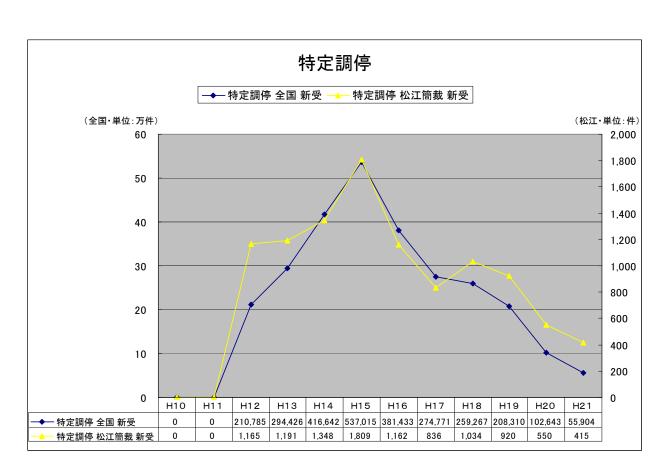
- 2 多重債務者の場合
 - 1) ビデオの視聴(約20分程度) 特定調停手続・破産手続・個人再生手続についての説明のビデオ
 - 2) 特定調停申立書等の交付等 申立書等の交付,申立書の書き方,申立に添付する資料等の説明

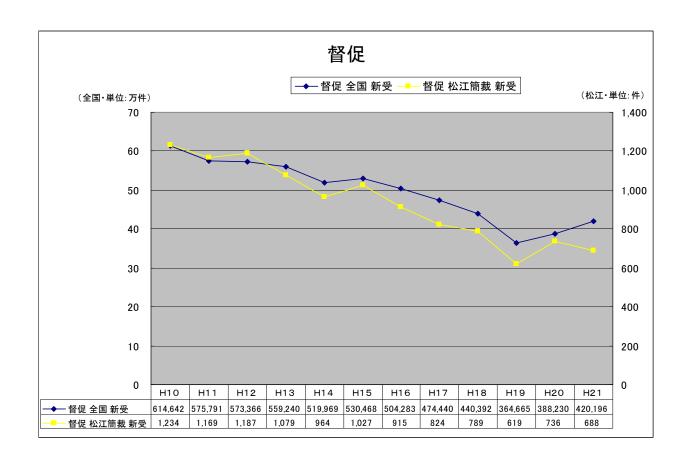
第4 簡裁裁判所の民事事件の動向(全国と松江の統計)











事件名 建物明渡 請求事件

			簡易裁	判所:	御中		平成	年	月	日
	〒 住	所(所在地)							
	氏	名(会社名	・代表者名)							印
原	ТЕ	L	_	_		FAX	_		_	
告	原告(申立人)に対する書類の送達は、次の場所に宛てて行ってください。 □上記住所等 □勤務先 名 称								, , _o	
申立人	達場		〒 住 所			TEL	_		_	
人)	所等の	□その他	の場所(原告 〒 住 所	等との)関係	TEL)
	届出出		申立人)に対	 する書		TEL ・ を達は、次の)人に宛っ	て行っ	- てくだ	さい。
		氏 名								
被	住住	所(所在地)							
告(相	氏	名(会社名	・代表者名)							
相手方)	ТЕ	CL	_	_		FAX	_		_	
))	勤務	务先の名称及	び住所			TEL	_		_	
	<u> </u>				訓	 訟物の価額			円	取扱者
					具	i 用 印 紙 額			円	
					3	納郵便切手			円	
	貼用印紙 裏面貼付のとおり								ŋ	

1 被告は、原告に対して、別紙物件目録記載の建物を明け渡せ。							
請求の趣旨	□被告は、原告に対して、{ □平成 年 月 日 } から明渡済みまで □ まが月金 円の割合による金員を支払え。 2 訴訟費用は、被告の負担とする。 との判決を求めます。						
	1 賃貸借契約の内容						
	原告は、被告に対し、別紙物件目録記載の建物を次のとおり賃貸し、これを引き						
	渡した。						
	(1) 契約日 平成 年 月 日						
	(2) 賃貸期間						
40	(3) 賃 料 1か月金 円						
紛	(平成 年 月 日から1か月金 円)						
争	(4) 特 約						
の							
要	2 催 告 □あり (平成 年 月 日) 3 契約の解除 □平成 年 月 日						
点	□本訴状をもって契約を解除する。						
	4 契約解除の理由						
請	□賃料不払(平成 年 月分から か月分)						
求	□無断譲渡·転貸 □無断増改築						
の	□その他						
原							
因	2の此の名名市で						
)	その他の参考事項						
添	□固定資産課税台帳登録証明書 □登記簿謄本又は登記事項証明書						
添付書類	□契約書 □内容証明郵便 □配達証明書						
類							

6 - 2

	物	件	目	録		
建物の表示						
所 在						
家屋番号	看	<u> </u>				
種類						
構造	ŭ	<u> </u>		聋	建	
床面積	R	当			m²	
	K	当			m²	
上記の建物のうち		階	;	号室		
床面積		m	2			
一棟の建物の表示						
所 在						
□建物の番号						
「構 造		造				建
□		階			m²	
		階			m²	
専有部分の建物の表示	ត់					
家屋番号						
建物の番号						
種類						
構造			造		建	
床面積	階	部分			m²	